# 参考資料

2024年10月10日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

# 目次

**1．第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見**

2．サステナビリティ保証について

I.　サステナビリティ保証制度導入における論点

II.　サステナビリティ保証を巡る海外の状況

開示 保証

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：開示①（開示基準・適用対象・適用時期等）

| | 主なご意見 |
|---|---|
| 開示基準・適用対象・適用時期等 | • 我が国におけるサステナビリティ開示基準の適用対象と適用時期について、今後の状況に応じて柔軟に対応することを前提としながら 、2027年3月期から時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業に適用するなど、段階的に導入していくことを「基本線」とすることに賛同<br>• 企業の情報開示に向けた内部統制の確立も含めたISSB基準の開示実務の定着が、第一の最優先課題<br>• 保証導入よりも、早期の義務的開示を開始することを優先すべき。義務的開示をして翌年から保証が適当<br>• 適用時期の最終確定の前提として、セーフハーバーや保証の在り方がきちんと議論・検討されることが条件<br>• 最終的なゴールが全てのプライム上場企業の適用であることを明確にし、道筋をつける必要がある<br>• 5,000億円以上への適用のタイミング（2029年3月）には、ある程度保証制度が確立できていると期待しているため、その段階であえて保証を1年ずらす必要はないのではないか<br>• 単純にISSBの基準の完全な導入を満たしているか否かにとらわれることなく、社会全般に開示を前向きに進めるような促す方策が必要<br>• 開示を保証より先行させるとしても、実際には初年度から保証業務提供者が言わば伴走する形となるのではないかと考えており、実質的には開示情報の信頼性を確保できるようにもなるのではないか<br>• 企業の現場には新しい負担が相当程度生ずることが見込まれることから、温対法に基づく報告との関係等、なるべく企業負担が小さくなるように、省庁間でインターオペラビリティの向上を追求するなどの工夫が非常に重要<br>• サステナビリティ開示が上場企業や金融商品取引法が適用になる企業のものだけにならないよう、省庁を越えて取り組んでいただきたい<br>• 第2回WGでは、開示と保証の導入を同時とする選択肢が示されていたので、開示の翌年から保証でいくのであれば、どういったメリット・デメリットを考慮したのかの説明責任を、次回お示しいただくとよいのではないか |

開示 保証

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：開示②－1（個別論点）

| | 主なご意見 |
|---|---|
| 時価総額の算定方法 | • 事務局提案の、適用となる期の直前までの5事業年度末の時価総額の平均値を用いる方法が妥当<br>• 予見可能性を重視すること、計算方法が複雑過ぎないことが大事<br>• 一時の変動の影響を受けにくくなるという観点から、5年間の平均値を用いることは、判断基準としては妥当。ただし、株価にトレンドがあるときには気をつける必要がある<br>• 5年というのは感触として少し長い印象がある<br>• 日本の場合は、プライム市場等の市場区分の変更がされたことから、この点も考慮して検討する必要がある |
| 二段階開示・同時開示の方法 | • 事務局提案の二段階開示や同時開示の方法について賛成<br>• 期中に将来情報の見積りや予測に関して、将来情報に関わるマテリアリティ部分、あるいは関連する情報部分において重要な変更がある場合には、翌期の有価証券報告書での修正は行うとしても、それを待たずして、適時の開示を求める必要がある<br>• 有価証券報告書にのみ記載されている財務の注記情報なども、企業の投資判断の重要性を鑑みると、開示を1か月延長することへの投資家側の抵抗感は高いのではないか<br>• 同時開示の重要性というのは、とりわけ利用者の側から指摘をされているもの。制度保証を受けて開示する場合の有報の提出期限の延長については、様々な課題はあるかと思うが、検討を続ける必要がある<br>• 企業実務の感覚からすると、2年目から要求されることになる保証の範囲や程度、あとは保証人サイドの対応状況次第であるが、同時開示というのはやはりハードルが高い。他方、同時開示の1か月延長というのも実務的にはハードルが高いことから、二段階開示や同時開示というものの要件や効果を、もう少し明確化していく必要があるのではないか<br>• 追加開示する場合に、どの部分が追加をされて、どの部分が更新されたのかを利用者が明確に分かるように工夫をすることが必要<br>• 半期報告書の活用ではなく、有価証券報告書の訂正のみでよいのではないか。また、半期のタイミングでの開示が必要であれば、半期報告書でなく、同じタイミングで有価証券報告書の訂正を行えば足りるのではないか<br>• SSBJ基準の適用が義務化された場合、当該基準の開示に一本化し、それまでの有価証券報告書で開示が求められているサステナビリティ関連開示は廃止すべき<br>• 同時開示のタイミングをもう少し遅らせるか、米国のようにGHG排出量等のサステナビリティ情報の一部については、提出時期を延長する方法が現実的。また、欧州を参考に有価証券報告書の提出期限を決算日後4か月にするのであれば、第1・第3クオーターの決算短信の開示は、基本的には任意にすべき |

開示 保証

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：開示②－2（個別論点）

| | 主なご意見 |
|---|---|
| 経過的な措置 | • 早期にISSB基準の完全な導入がなされた市場と認識されるということは、日本の資本市場の信頼性向上にとっても非常に重要で、至上命題であり、経過措置は1年に限るというのが妥当ではないか<br>• SSBJ基準の最終化も来年3月に予定されており、また国際的な比較可能性の観点からも、経過措置を2年とするのはやや長いのではないか<br>• 利用者としては、サステナビリティ情報と財務情報のつながりが重要だと思っており、経過措置は原則どおり1年に限定をして、同時開示を早期に進めていただきたい。一方で、開示基準の適用対象企業を拡大していくペースについては、実務の対応状況を考慮しながら検討する余地はある<br>• ISSB基準の完全な導入という戦略の選択肢ではなく、経過措置を限定的に導入するという選択肢を検討している国も多く、後者が現実的<br>• WGにおける議論やSSBJの公開草案に対するコメントも踏まえつつ、決定していくのがよいのではないか<br>• 実態としては、2年というのが実際のところなのではないか。いずれにせよ、早めの周知等が準備のために必要 |

開示 保証

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：開示②－3（個別論点）

| | 主なご意見 |
|---|---|
| 海外開示の本邦での開示方法 | • 事務局提案の海外開示に係る国内開示について賛成<br>• 国内投資者が外国投資者より少ない情報しか得られないという制度は合理的ではあり得ないと思われ、外国で開示した情報をそのまま臨時報告書で開示することは最低限要求されるべきなのではないか<br>• 昨今、国内の機関投資家含めて、インパクト投資というのが1つの大きなテーマになってきており、また大きく広がってきていることから、こうした開示は有用な開示になり得るのではないか。ただし、海外での開示内容を和訳する必要まではなく、そのまま掲載すればよいのではないか<br>• ある企業を重点的に調べたいときに、何年も遡るということはよくあるが、臨報であれば5年遡ることができる<br>• サステナビリティ情報についての虚偽記載に関する認識がまだ不明瞭で、共通認識のない状況において、臨時報告書として提出することには反対。企業のホームページで日本語の要約を任意開示する方法など、実務面を考慮した対応が適当<br>• 臨時報告書は、基本的には企業の重要事実が発生したときに情報を開示するものであり、CSRDに基づく開示書類を臨時報告書で開示するのは、そぐわないのではないか<br>• 臨時報告書で虚偽記載が発生した場合にどうなるのかといった点も考える必要があるのではないか<br>• 企業が開示に対してより前向きな姿勢を見せているということのアピールとなるため、好事例として任意開示を促せば良く、特に義務化をするという必要はないのではないか<br>• CSRDに基づく開示が行われたことを投資家に知っていただくことを目的とするのであれば、例えば金融庁がリスト化して開示するなど、別の周知を行う方法も考えられるのではないか<br>• 全部を記載するというよりも、情報へのアクセスを保障するようなものとして臨時報告書を使うことがあってもよいのではないか<br>• 海外投資家のニーズに合わせて、国内においても日英同時開示を進めているので、逆もまた然りで、英語の開示を日本語にしなくてもいいというのは、道義的にないのではないか<br>• 臨時報告書自体は良いと思うが、CSRDに基づいて日本企業の子会社が開示する場合やSECの気候関連開示に基づいて開示する場合などの点について誤解を避けるためにも明確化をした方がよい<br>• CSRDは報告の連結範囲がISSB基準と異なっていたり、報告主体も欧州子会社が開示するケースもあり得るということを考えると、利用者側でも混乱が起きる可能性もある。また、そもそも日本の有価証券報告書でサステナビリティ開示を強制しており、本質的にはそこで必要な情報は開示されているにも関わらず、海外の別の基準で開示したことをもって更に日本で開示することを法定開示の枠組みで義務づけることは、過剰なのではないか |

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：開示③（任意適用）

| | 主なご意見 |
|---|---|
| 任意適用のあり方 | • 適用という言葉を使った場合には準拠性があるということを示したほうが明確であり、任意適用及び任意開示を明確に区別したほうがよい<br>• 当面は強制適用の対象ではない時価総額5,000億円未満の企業にどのように任意適用を広げていくかがポイントであるが、好事例だけでどこまで本当に任意開示が進むのかはやや疑問。タイミングの問題はあるが、ガバナンス・コードにSSBJ基準に基づいた開示を求めることを定める必要があるのではないか<br>• 例えば、強制適用の対象以外の企業が二段階開示を3年行って、4年目に同時開示をした場合、最初の2年の二段階開示は任意開示、3年目以降が任意適用になると捉えると、利用者側も非常に分かりやすいと思う<br>• プライム上場企業に限らず、良い開示事例は好事例として取り上げるのも1つのアイデアではないか<br>• 好事例集や有報レビューにより開示の好循環を高めていくことが重要であるが、それとともに、実務対応のための環境整備も検討いただきたい<br>• 長期的な開示の全体像の方向性を明らかにして、段階的にそれに向かって進めていくことが、企業の基本的な負担感を減らし、前向きな対応を促進するためにも重要<br>• 任意適用が進むようなメリットやインセンティブのようなものを、もう少し見える形で検討したほうがよい<br>• 法定開示企業の義務化以前の任意適用については、多くの企業にとって必ずしも十分な時間的余裕があるとは思えず、そういう意味で制度的な縛りとして、部分的な採用を認める、あるいは、保証の免除を認めるということが現実的ではないか<br>• 有価証券報告書で適用義務化より前に任意適用した場合、虚偽記載へのエンフォースメントだけでなく、適用を義務化された時点での開示と内容が乖離するリスクがあることから、任意適用については統合報告書で行うケースが多いのではないか |

開示 保証

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：開示④（スコープ3）

| | 主なご意見 |
|---|---|
| スコープ3 | • Scope3は、投資家が投資先企業のバリューチェーンを俯瞰して気候変動に関するリスクや機会の所在を理解する上で大変有用な情報だが、これが推計の塊であるということは投資家は理解しており、最初から完璧な開示を求めるのが可能と考えているわけではない<br>• 会社の話では、一番の懸念は、Scope3のデータの計算方法及び保証の在り方の厳格性であり、また、その濃淡、程度が分からないとか、第三者の見積りを含む場合は認められず、保証が取れないのではないかといった心配がある。企業の意欲が減退することがないよう、投資家も含めた情報ユーザー側が求める水準感について共有と啓蒙を進める必要がある<br>• 企業の中期的価値の向上という観点からも、Scope3の開示というのは非常に重要。他方で、数字の緻密な正確さが必要ということではなく、バリュー・チェーン全体を見渡したときに、その企業のどこに気候変動に関わるリスクあるいは機会があるのか、それに対応した企業のリスク管理、戦略がしっかり行われているのかということがScope3の排出量の開示に伴って期待をされている<br>• Scope3についてどういった観点で開示、保証をしていくかは、企業のエンフォースメントへの懸念にも重要性の判断にも対応する<br>• ISSB基準のScope3にプロポーショナリティが導入されている背景には、国内外の投資家の意見がある。Scope3の開示における投資家の期待や基準の在り方を、企業にしっかり伝えることが重要<br>• サステナビリティ情報は、基本的に定性情報であり量も多く、比較が難しいという状況があり、投資家側にも読み取る能力、リテラシーがかなり必要。個人投資家にもアクセスしやすく、理解しやすいように開示方法を工夫しつつ、デジタル化というイノベーションも十分に活用し、機関投資家と企業との対話の成果というものが個人投資家にも還元されるよう、情報開示の工夫を行う必要がある<br>• 米国はScope3の開示を求めないことを決めているが、その背景を分析し、検討することが必要。また、気候変動枠組みはGHG排出量の削減が本来の目的であり、排出量の測定は重要であると認識しているが、測定には膨大な手間とコストが必要であり、財務情報と比較すると情報の粒度と正確性の面で劣っている実態を考慮し、コストベネフィットの観点から、現実的な方向性で議論することが必要 |

開示 保証

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：開示⑤－1（セーフハーバー等）

| | 主なご意見 |
|---|---|
| 重要性、虚偽記載及びセーフハーバー | **〇重要性**<br>• 市場では第三者のESG評価機関がかなり重要なポジションを占めており、開示の内容が不正確であることで、評価機関が付けるESGレーティングが変わったとすれば、これは相当重要な投資判断の情報となる。そうした点も踏まえた上でのエンフォースメントと、一方で開示しやすいようにセーフハーバーをというところで、このバランスを考える必要がある<br>• 重要性の判断というのは開示情報をつくる上でも利用する上でも極めて重要<br>• サステナビリティ情報・非財務情報は、実態に即したものをより重視していることから、どういうものが投資情報として重要で、どういうものがそうでもないのかを明らかにしていくと、今後の実務に当たって非常に役立つのではないか<br>• Scope3については、米国の制度もよく念頭に置きながら、工夫をしていただきたい<br><br>**〇現行の開示ガイドライン**<br>• 現在の開示ガイドラインでは、将来情報についての不確実性については、相当程度カバーされている<br>• バリュー・チェーンに関してはまだ十分ではない<br>• Scope3中心に不確実性を有するサステナビリティ情報の性質を考慮すると、厳格なエンフォースメントにはなじまない。企業側が萎縮しないようなセーフハーバーの設定が不可欠。その観点では、現状の開示ガイドラインの要件はセーフハーバーとしては少し狭過ぎるのではないか |

開示 保証

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：開示⑤－2（セーフハーバー等）

## 主なご意見

重要性、虚偽記載及びセーフハーバー

**〇セーフハーバー**

- バリュー・チェーンは多種多様であることを考慮して、実務的に可能な範囲のセーフハーバー・ルールを検討するべき
- 合理的なスタンスに基づいて誠実に開示されていれば、行政処分の対象にならないことを明確にして、開示に対して企業側が消極的にならないよう、十分配慮する必要がある
- 非財務情報には重要な虚偽記載であると判断するのは難しい面があり、実例のように、実態とはかけ離れた記載となっている場合などが限定的に該当するものと認識
- セーフハーバー・ルールはサステナビリティ情報の不確実性等といった特性を考慮し、開示媒体として有価証券報告書ありきではなく、統合報告書での任意開示も含めて検討するなど、企業が開示に萎縮することがないような適正なルールを設定していただきたい
- セーフハーバーは必要かもしれないが、データ操作や捏造などにより形を整えることが評価されるような構造的なゆがみや、内部統制の欠落といった問題が生じた場合に、これを救うのかという問題も発生してしまう可能性があることから、急いで導入するのではなく、現場によくヒアリングをした上で、何を使うと無理のなく、リスクを最小限にできるのかを追求していただきたい
- 利用者としては、Scope3の排出量の開示が重要であり、開示を躊躇されることがないよう、セーフハーバーを新たに追加する必要がある。ただし、無制限に免責されるのではなく、一定の制限や規律を設けることも検討する余地があるのではないか
- SEC規則が最終化される前の提案の段階では、Scope3の開示について、合理的な根拠に基づき、誠実に開示がされたときには虚偽に当たらないとの考え方が示されている
- 法的責任その他の責任は、開示を充実することが責任の観点からもプラスに働くという理解が広がることが重要ではないか。実例で緩く適用するよりは、むしろ概念から、そもそも重過失でなければ責任は負わないとすることも、十分検討に値するのではないか

**〇サステナビリティ情報に係る内部統制**

- 緻密な排出量の数字よりは、開示する情報を社内でどのように検討し、決めたのかという、そのプロセスが妥当に行われているのかが、虚偽記載との関係でも重要な要件になる。社内での合理的な根拠に基づいて適切な検討が行われているかといったような要件については、例えば金商法上で求められる内部統制の仕組みを活用する可能性もあるのではないか
- 情報の開示がサステナ経営に結びつかないといけないので、ガバナンスの充実と情報の信頼性を担保するための内部統制をどうやって組み込むかということが、とても大事なポイントになってくる

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：保証①

主なご意見

保証①

**〇検討のあり方**

- 論点を個々に議論するより、全体的な制度の在り方というものを、枠組みを示した上で検討いただくことが必要
- 開示が制度化されるタイミングでも保証のニーズはあると想定をしており、できるだけ早く検討をし、方針を決めていくことが望ましいのではないか
- 保証する側は、業種業態による差異や不確実性をきっちり分かることが品質確保には必要だと思うため、そういった専門性や世界の動向とも整合するような枠組みも含めて、幅広い議論を検討していくのがよい
- 前提として、情報の利用者の立場に立ち、まず利用者にとって保証がなぜ必要なのかを軸足にして議論を行う必要
- 投資意思決定のための開示、保証であることが前提であり、例えばGHG排出量の個別的な情報の信頼性というよりも、むしろ数年間の傾向に関する情報を踏まえて、企業の財政状態、経営成績、キャッシュフローにどういうインパクトを与えているのか、あるいは将来どういうふうに変化していくのかの情報に軸足を置いて、議論を行う必要

**〇サステナビリティ保証の範囲・水準等**

- 重要なサステナビリティ情報がもれなく開示されていることが重要であるため、これに対する保証手続上の対応に期待している。可能な限り広い範囲の情報をカバーしていただきたい
- やみくもに保証範囲を広げるということによって開示が遅くなることが心配。鍵となる情報の信頼性が確保されて、財務とサステナビリティの統合的な把握になることの妨げにならないよう留意が必要
- 企業の前向きな開示を萎縮させない、厳格過ぎない保証制度が望ましい
- グローバルな競争力を持った市場というのが大きな目標なので、海外の制度も参考にして、まずは限定的保証から始めて将来的には合理的保証を求めることでよいのではないか
- サステナビリティ開示の限定的保証、合理的保証のそれぞれについて、財務監査との比較で保証のコストがどの程度かかるかを明確にした上で、コストベネフィットの観点から、どこまでの開示と保証を求めるかについて検討する必要。現時点においては、米国のように気候変動に限定したScope1、2の保証に限定することも有力な選択肢であり、保証を義務づける場合は、当面は限定的保証で準拠性の枠組みからスタートするというのが現実的

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：保証②

主なご意見

保証②

**〇保証業務の担い手、担い手に求められる能力、遵守すべき事項**

- 保証会社の確保競争が激しいという状況やコスト競争力の観点からも、保証業務提供者には公認会計士・監査法人以外の者を含めるべき
- 今後、サステナビリティ情報の保証対象事項が広がることを考えると、必ずしも公認会計士の知見で全部カバーできるとは限らないため、公認会計士以外の者も保証が提供できるような制度を構築する必要。ただ、監査法人が今まで培ってきた監査基準、品質管理基準といったしっかりした基盤は、監査法人以外の者にも同様のものが必要
- 公認会計士以外も含む制度とする場合には、品質確保の観点から、能力担保、倫理基準、自主規制、懲戒等も含めて、同一性を担保できるような制度設計にする必要
- 保証業務提供者は、高いレベルの倫理基準を遵守するとともに、資格や教育制度なども検討する必要
- 我が国の開示の信頼性を確保する観点から、公認会計士・公認会計士以外の違いによって、求められる能力、品質管理を含めた体制、保証業務の水準に相違があってはならない
- 公認会計士・監査法人は現行法で、資格、法令上の義務、責任、法令違反の場合の処分が制度化されている。保証の質の点からも、公認会計士・監査法人以外の者にもこのような制度が必要
- 同一性を担保できるような制度設計にする必要がある。ただし、非常に時間も労力もかかると考えて、それによって開示のスケジュールが遅れる、あるいは保証の範囲が狭まるといったような、望まれる開示のタイミングや範囲等を変えるようなことは得策ではない
- 最初は対象企業も絞られているということもあり、現行制度を活用するなど、社会的コスト、それから実行可能性も考慮して検討いただきたい
- 特に大手のグローバル企業は、ほとんどが会計監査人一択になると思う。保証制度の構築には非常に時間がかかることから、現実的には、時間の制約上、会計監査人が保証を行う場合はどういう手当てが必要なのかを考え、そのうえで裾野を広げた場合に追加的な措置を考えるといった段階的な検討を進めていくことがよいのではないか
- 公認会計士・監査法人以外に担い手を広げると同時に、様々な専門家について、公認会計士・監査法人が保証を行いつつ、業務の中で専門家と共有・連携をする形もある
- 複数の保証業務提供者の業務の水準、プロセス、品質等をできるだけ幅広いステークホルダー、特に情報のユーザーに見えるような仕組み又はコミュニケーションの場があると、よりその他の保証業務提供者について理解をしていただけるのではないか

# 第3回会議（2024年6月28日開催）でのご意見：保証③

| | 主なご意見 |
|---|---|
| 保証③ | **〇保証等の基準、保証業務実施者への検査・監督のあり方、自主規制機関、その他の論点**<br>• 日本の実務の状況を踏まえた基準開発が必要だと思っており、会計基準や開示基準と同様に、国際基準をベースにした日本基準の検討が必要<br>• 新しい組織や仕組みづくりは時間リスクが高くなるので既に社会に存在する仕組みを活用することも1つの方法。監査法人・公認会計士については、既に確立した監督の仕組みがあるので、こうした仕組みを活用しつつ、過大な社会コストをかけることなく、迅速な制度整備を検討すべき<br>• 公認会計士以外の保証業務の実務者、実施者も想定されているところ、自主規制機関が2つできてしまうようなことは、どうしても避けるべき<br>• 財務諸表監査とサステナビリティ保証の特徴の違いを踏まえて、金商法上の責任の検討が必要<br>• 情報の開示がサステナ経営に結びつかないといけないため、ガバナンスの充実と情報の信頼性を担保するための内部統制をどうやって組み込むかということが、とても大事なポイントになってくる<br>• 保証結果に対する責任の問題についても慎重に検討する必要がある |

# 目次

１．第３回会議（2024年６月28日開催）でのご意見

２．サステナビリティ保証について

**I.　サステナビリティ保証制度導入における論点**

II.　サステナビリティ保証を巡る海外の状況

# 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の記載

- ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年６月公表）を踏まえて、内閣府令を改正し、2023年３月期から、有価証券報告書においてサステナビリティ情報の開示を開始

**我が国の現行実務における開示**

**有価証券報告書（主な項目）**

第一部　情報
- 第1　企業の概況
  - 従業員の状況 等
- 第2　事業の状況
  - 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
  - サステナビリティに関する考え方及び取組
  - 事業等のリスク
  - 経営者による財政状態、経営成績及びｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰの状況の分析 等
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
  - コーポレート・ガバナンスの状況
- 第5　経理の状況
  - 連結財務諸表、財務諸表 等

：

**サステナビリティに関する考え方及び取組**

**(1)ガバナンス**　全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制

**(2)戦略**

重要性を判断して開示　サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み

全企業が開示　人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

**(3)リスク管理**

全企業が開示　サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス

**(4)指標及び目標**

重要性を判断して開示　サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報

全企業が開示　人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示　女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差は「従業員の状況」で記載

参照

**任意開示書類**

統合報告書
- サステナビリティ関連の詳細情報等

：

サステナビリティ報告書
- サステナビリティ関連の詳細情報等

：

ESGデータブック
- サステナビリティ関連の詳細情報等

：

# ［参考］ 諸外国におけるサステナビリティ保証水準の状況（IFAC等の調査）

- IFAC等による調査では、2022年時点において、世界平均で82%の企業が限定的保証を受けている。

## LEVEL OF ASSURANCE

Most companies obtain a limited level of assurance.

- 82% of companies obtained limited assurance in 2022, in line with previous years.
- Reasonable assurance grew in Canada, South Africa and Turkey.
- A greater mix of limited, moderate, and reasonable assurance was observed in Asia-Pacific, where other service providers are more prevalent.

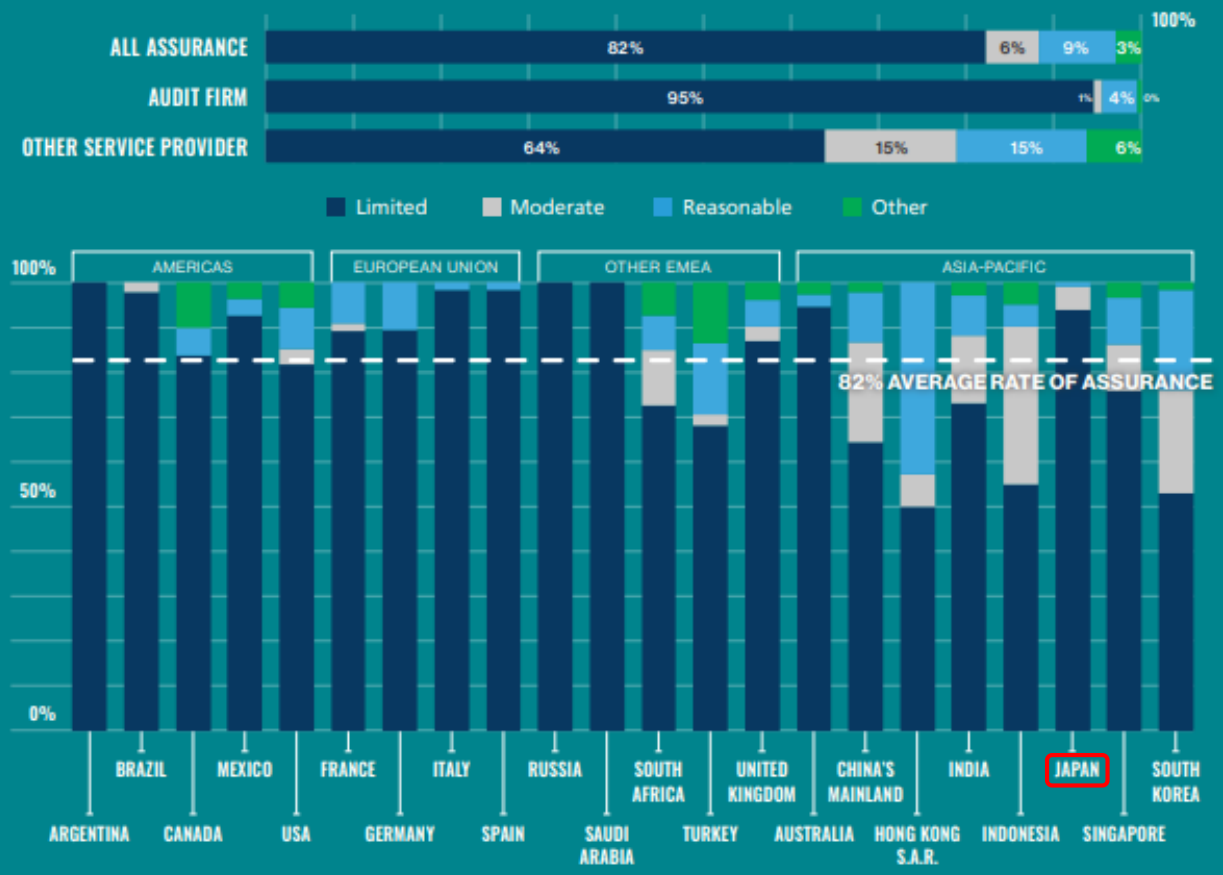


（出典）IFAC and AICPA & CIMA “THE STATE OF PLAY: SUSTAINABILITY DISCLOSURE AND ASSURANCE 2019-2022 TRENDS & ANALYSIS”（Feb 22, 2024）.

# 目次

１．第３回会議（2024年６月28日開催）でのご意見

２．サステナビリティ保証について

I.　サステナビリティ保証制度導入における論点

**II.　サステナビリティ保証を巡る海外の状況**

# 米国による気候関連開示規則の概要①

- 2024年3月6日、米国証券取引委員会（SEC）は、気候関連開示を義務化する最終規則を公表。企業規模に応じて2025年開始会計年度から段階的に適用（※）その後、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表

## SECによる気候関連開示規則の概要

| | | |
|---|---|---|
| 対象企業 | | ✓ 全てのSEC登録企業（内国及び外国を含む） |
| 開示媒体 | | ✓ 年次報告書（内国公開企業（Form 10-K）や外国公開企業（Form 20-F）を含む）及び証券登録届出書（Form S-1）<br>• 新設セクション又は「リスク要因」、「事業の説明」、「MD&A」等の適切なセクション等に開示 |
| 開示内容 | 財務諸表以外 | ✓ 財務諸表以外のセクションにおいて、以下の開示を要求（TCFDにおける4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）（注1）に類似した概念を採用）<br>• 取締役会による監督及び重要な気候変動関連リスクの評価と管理における経営陣の役割<br>• 気候関連リスクを識別、評価、管理するプロセス、及び企業の総合的リスク管理に統合されているかどうか<br>• 気候関連リスクが、企業の戦略、ビジネスモデル、見通しに与える実際及び潜在的な影響<br>• 重要な気候関連リスクを緩和又は適応するための活動から生じた重要な支出及び財務上の見積及び仮定に対する重要な影響についての定量的・定性的情報<br>• 重要な気候関連リスクを緩和又は適応するための活動に係る移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用等に関する開示<br>• 気候関連の目標及び最終ゴールに関する情報（企業のビジネス、事業の結果、財務状況に重要な影響を及ぼしたか又は及ぼす可能性が合理的に高い場合）<br>※ 将来予測に関する記述が含まれる移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用、目標及び最終ゴールに関連する気候関連開示については、いわゆるセーフハーバー・ルール（注2）が適用される（過去の事実は除く）<br>• 温室効果ガス（GHG）排出が重要な場合、Scope1及び/又はScope2に関する情報（Scope3は不要）（注3）<br>※ Scope1・2の開示については、年次報告書の提出後、一定期間経過後の報告が認められる（注4）。なお、Scope1・2の保証 義務化後は保証報告書についても適用される。 |
| | 財務諸表 | ✓ 財務諸表の注記（note）において、異常気象及びその他の自然条件の結果として発生した資本的支出、費用、損失等の開示を要求 |

（注1）ISSB基準においても当該枠組みに基づく開示が要求される
（注2）発行体の開示書類等における将来予測に関する記述について、発行体が誤解を生じさせることを知って記載したことなどを原告が立証できない場合、発行体の民事責任が免除されるという証券法上のルール
（注3）Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）
（注4）内国公開企業の場合はForm 10-Kの修正を通じて、もしくは、直後の会計年度の第2四半期のForm 10-Qにより、当該第2四半期のForm 10-Qの報告期限までに報告。外国公開企業の場合はForm 20-Fの修正を通じて、会計年度終了後225日までに報告。
（出所）米国証券取引委員会「 SEC Adopts Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors 」（2024年3月6日公表）

# 米国による気候関連開示規則の概要②

- 開示：企業規模に応じて段階適用。Scope1・2は大規模早期提出会社及び早期提出会社が対象
- 保証：大規模早期提出会社及び早期提出会社にScope1・2に対する限定的保証を要求。大規模早期提出会社はその後合理的保証に移行。また、保証業務の担い手を公認会計士に限定せず、保証業務提供者には独立性ルール（財務諸表監査におけるルールと類似のもの）、及び保証基準の適用を求める

## SECによる気候関連開示規則の概要（続き）

適用時期

| SEC登録企業のタイプ | （参考）登録タイプにおける時価総額の要件 | 開示 | | | 保証 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 財務諸表の開示及びその他の開示（重要な支出と影響※、Scope1・2を除く） | 重要な支出と影響※ | Scope1・2開示 | Scope1・2限定的保証 | Scope1・2合理的保証 |
| 大規模早期提出会社（注1）（注2） | 700百万ドル以上 | 2025年開始会計年度 | 2026年開始会計年度 | 2026年開始会計年度 | 2029年開始会計年度 | 2033年開始会計年度 |
| 早期提出会社（注3）（小規模報告会社（注4）及び新興成長企業（注5）除く） | 75百万ドル以上700百万ドル未満 | 2026年開始会計年度 | 2027年開始会計年度 | 2028年開始会計年度 | 2031年開始会計年度 | 該当なし |
| 小規模報告会社 | 250百万ドル未満等 | 2027年開始会計年度 | 2028年開始会計年度 | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| 新興成長企業 | - | | | | | |
| 非早期提出会社（注6） | - | | | | | |

※気候関連のリスクの緩和・適応、移行計画、目標及び最終ゴールに関する重要な支出及び財務上の見積と仮定に対する重要な影響についての定量的・定性的情報

（注1）大規模早期提出会社は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：① 議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が700百万ドル以上（関連会社以外が保有するものに限る）、② 12ヶ月以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく開示義務の対象となっていること、③1回以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく年次報告書を提出していること、④ 小規模報告会社の特例の適用対象外であること

（注2）米国内登録企業約6,870社（投資会社を除く）のうち、約34%が大規模早期提出会社に該当（2022年時点）。

（注3）早期提出会社は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：① 議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が75百万ドル以上700百万ドル未満（関連会社以外が保有するものに限る）、②大規模早期提出会社に適用される上記要件のうち②③④を満たすこと

（注4）小規模報告会社は、①浮動株時価総額が250百万ドル未満、あるいは②直近の事業年度の収益が100百万ドル未満かつ株式非公開、もしくは直近の事業年度の収益が100百万ドル未満で浮動株時価総額が700百万ドル未満の企業

（注5）新興成長企業は、直近の事業年度の収益が1,235百万ドル未満等を満たす企業であり、新規株式公開後最初の5会計年度、一定の事象が発生しない限り新興成長企業の分類が継続される。

（注6）非早期提出会社は、大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない企業

（出所）米国証券取引委員会「SEC Adopts Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors」（2024年3月6日公表）

# カリフォルニア州気候変動開示法の概要①

- 2023年10月7日、企業に気候変動関連情報の開示を義務付ける3つの法案（「気候関連企業データ説明責任法（通称：SB253）」、「温室効果ガス：気候関連財務リスク（通称：SB261）」及び「自主的炭素市場開示」（通称：AB1305）（注1））が成立
- 本項では、SB253とSB261の概要について説明
- Scope1・2・3の開示の詳細を定める規則の策定が遅れており、2025年7月1日が策定期限（※Scope1・2の適用時期は2025年度分より）

## 法律の概要

| | |
|---|---|
| 対象企業 | 以下の①～③を全て満たす企業<br>①米国法（米国議会 や ワシントンD.C. 、カリフォルニア州、それ以外の米国内の州で規定された法律）に基づいて設立されている。<br>②年間総売上高が10億ドル（SB253の場合）、5億ドル（SB261の場合）を超える。<br>③カリフォルニア州で事業を行っている。 |
| 開示媒体 | ✓ SB253：カリフォルニア州大気資源局（CARB）が契約した排出量報告組織に対して報告書を提出。<br>✓ SB261：気候関連財務リスク報告書を各企業のウェブサイトで公表。 |
| 開示内容 | ○SB253<br>✓ 2026年以降、毎期、前事業年度分のScope1・2（注2） の温室効果ガス排出量の報告。<br>✓ 上記に加え、2027年以降、毎期、前事業年度分のScope3（注3） を含む温室効果ガス排出量の報告。<br>➢ Scope3については、その正確性の担保が難しいことに鑑みて、合理的な根拠に基づき誠実に開示された情報については行政処分の対象とはならない。また、2030年までは報告の不提出に対してのみ罰金の対象となる。<br>✓ GHGプロトコルおよびそのガイダンスに準拠した各Scopeの温室効果ガスの排出量算定。<br>○SB261<br>✓ 2年に1度、TCFDが公表した枠組みまたはその承継機関によって公表される枠組み（ISSB基準を含む）や、それらの基準に基づく米国政府を含む各国政府等の基準に従って、気候変動に関連する財務リスクおよびその軽減措置に係る報告書を作成。<br>✓ TCFDが公表した枠組みまたはその承継機関によって公表される枠組み（ISSB基準を含む）や、それらの基準に基づく米国政府を含む各国政府等の基準に従った開示が完了できない場合には、その不足分についての詳細な説明と完全な開示の準備のために開示対象企業が講じる措置について説明する必要がある。<br>✓ グループ内の子会社が報告対象企業となる場合には、親会社においてグループ全体のリスクを統合した報告書を作成および公表することができる。その際、子会社での個別開示は要求されない。 |

（注1）AB1305は、カーボン・オフセット取引に関連する情報を少なくとも年1回、企業のウェブサイト上で開示を義務付ける法律であり、カーボン・オフセットの販売だけでなく購入や使用等を行う企業も適用対象となる。本法律に基づき、既に開示を開始している対象企業も存在。
（注2）Scope1とは、場所を問わず、報告企業が所有又は直接支配する排出源から発生するすべての直接的なGHG排出量であり、Scope2とは、場所を問わず、報告企業が購入又は取得した消費電力、蒸気、暖房、冷房による間接的なGHG排出量、と定義されている。
（注3）Scope3とは、Scope2排出量以外の、報告企業が所有又は直接支配していない排出源からの上流及び下流における間接的なGHG排出量であり、購入品やサービス、出張、従業員の通勤、販売した製品の加工・使用などが含まれるが、これらに限定されない。

# カリフォルニア州気候変動開示法の概要②

## 法律の概要（続き）

**保証**

〇SB253

✓ 報告対象企業が算出したScope1・2・3に関する温室効果ガス排出量について、独立した第三者機関による段階的な保証取得を要求。

✓ 保証を提供する第三者機関は、温室効果ガス排出量の測定、分析、報告およびその証明について十分な経験と専門的基準および法的要求事項に従って業務を遂行する充分な能力を有することのほか、報告対象企業からの独立性も要求される。

〇SB261

✓ 明示的には求められていない（注1）。

**適用開始時期**

| 制度 | | 開示 | 保証 |
|---|---|---|---|
| SB253 | Scope1・2 | 2025年度分<br>（2026年に開示） | 限定的保証：2025年度分<br>合理的保証：2029年度分以降 |
| | Scope3 | 2026年度分<br>（2027年に開示） | 限定的保証：2029年度分<br>合理的保証：未定（注2） |
| SB261（TCFD またはその承継機関等に基づく開示） | | 2026年1月1日までに初回開示 | 明示的には求められていない（注1） |

（注1）気候関連財務リスク報告書が企業の温室効果ガスまたは温室効果ガスの自主的軽減策の説明を含む範囲において、CARBは企業の報告が独立した第三者によって検証された場合には、選定を行う気候報告機関（climate reporting organization）と契約し公開された気候関連財務リスク報告書の内容を分析し報告書として公表する際に、それらの報告を検討することができる（Section 38533(b)(5)）。

（注2）なお、CARBは第三者保証要件の動向を評価し、2027年1月1日までにScope3排出量に対する保証要求事項を設定することができるとされている（Section 38532(c)(1) (F)(iii)）。

# EUの動向①（CSRDの概要）

- 2023年1月、非財務報告指令（NFRD）(注1)が刷新され、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効
- CSRDは、2024会計年度から段階的にサステナビリティ報告（開示及び保証）を要求

## CSRDの概要

### 開示

- ✓ EU規制市場に上場する（零細企業(注2)を除く）全ての企業及び、非上場企業のうち大会社(注3)の定義を満たす全ての企業が適用対象。さらに、一定の要件を満たす場合、EU域外企業も実質的に適用対象となる
- ✓ 日本企業においては、2025会計年度より大会社に該当する欧州子会社に対してCSRDに基づく開示が求められ、2028会計年度よりEU域外企業に係る要件(注4)を満たす場合に連結ベースでのCSRDに基づく開示が求められる

| 適用時期 | 適用対象企業(注5) | 開示時期 |
|---|---|---|
| 2024会計年度 | NFRD適用対象企業 | 期末日後12ヶ月以内（財務報告と同時） |
| 2025会計年度 | NFRD適用対象外の大会社 | 期末日後12ヶ月以内（財務報告と同時） |
| 2026会計年度 | 大会社に該当しない上場企業等（零細企業を除く） | 期末日後12ヶ月以内（財務報告と同時） |
| 2028会計年度 | EU域外企業 | 期末日後12ヶ月以内 |

### 保証

- ✓ 開示の適用開始と同時に限定的保証から開始し、その後合理的保証への移行を検討
- ✓ 財務諸表監査と同一の法定監査人に加え、他の法定監査人及び（法定監査人以外の）独立保証業務提供者による保証意見の表明を各加盟国で許可できる。（profession-agnostic保証制度）
- ✓ フランスは財務諸表監査と同一の法定監査人以外も許可しており、ドイツでは財務諸表監査と同一の法定監査人とする法案が提出されている。
- ✓ 法定監査人及び監査法人に対する監督の枠組みについて、サステナビリティ報告の保証業務提供者についてもカバーするよう拡張することが求められている（各加盟国で決定）

（注1）NFRDは、大会社に該当し、かつ従業員500名以上の上場企業や銀行などに対して非財務情報開示を求めるものであり、2017会計年度より適用されている。
（注2）零細企業は、総資産残高45万ユーロ以下、純売上高90万ユーロ以下、従業員10名以下のうち、2つ以上を満たすもの
（注3）大会社は、従業員250人超、総資産残高2,500万ユーロ超、純売上高5,000万ユーロ超のうち2つを満たすもの
（注4）EU域内の純売上高が1億5,000万ユーロ超であり、かつ(a)または(b)を満たす。(a)EU子会社が大会社または上場企業等（零細企業を除く）に該当 (b)EU支店のEU域内の純売上高が4,000万ユーロ超
（注5）2023年12月21日にEU域内企業に関する総資産残高及び総売上高を従来の数値から25%引き上げる指令が施行されている
（出所）欧州委員会ホームページ等

# EUの動向②（ESRSの概要）

- CSRDでは、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に含まれるべき項目をESG要素毎に規定。これを踏まえ、2023年7月に欧州委員会がESRS（第1弾）を採択
- なお、2024年2月、セクター別基準及び域外企業向け基準の採択期限を当初予定の2024年6月から2026年6月まで2年間延期することが暫定合意されている

**採択済**

## ESRS（第1弾）の体系

| 横断的基準（cross-cutting） | 環境（E） | 社会（S） | ガバナンス（G） |
|---|---|---|---|
| ESRS 1<br>全般的要求事項 | ESRS E1<br>気候変動 | ESRS S1<br>自社の従業員 | ESRS G1<br>ビジネスコンダクト（商取引） |
| ESRS 2<br>全般的開示 | ESRS E2<br>汚染 | ESRS S2<br>バリューチェーン上の従業員 | |
| | ESRS E3<br>水と海洋資源 | ESRS S3<br>影響を受けるコミュニティ | |
| | ESRS E4<br>生物多様性とエコシステム | ESRS S4<br>消費者と最終顧客 | |
| | ESRS E5<br>資源とサーキュラーエコノミー（循環型経済） | | |

**未採択**

## ESRS（第2弾）

セクター別基準

中小企業向け基準
（上場向け及び任意の非上場向け基準）
※2024年1月22日に公開草案を公表（同年5月21日まで市中協議期間）

**未採択**

## 域外企業向け

域外企業向け基準

（出所）EFRAGホームページ等

# フランスのサステナビリティ保証制度の概要

- 2023年12月、フランス政府はCSRDを国内法制化
- 同国内法では、非財務情報に対する保証業務提供者の役割・任務や保証業務提供者に対する検査監督等について規定されている

## CSRDに基づくフランス国内法の概要

| | |
|---|---|
| 保証の担い手 | ● CSRDは、サステナビリティ保証業務を、法定監査人及び監査法人とは異なる保証業務提供者が行うことを、EU加盟国のオプションとして規定<br>● CSRDに従い、フランスでは監査法人以外の**独立第三者機関によるサステナビリティ保証業務提供を容認 （profession-agnostic保証制度）**<br>● 上記の背景は、開かれた保証市場の維持が可能となり、保証業務提供者の多様化が促進され、サステナビリティ保証業務の品質向上につながること、とされている |
| 保証業務提供者の要件 | ● 独立第三者機関を含む保証業務提供者が保証業務を提供するための要件(注1)として、監査と同等の要件が規定されている<br>● 保証業務提供者は、90時間の研修の受講が必要（必要なトレーニングコースはH2A (注2)による承認が必要、2024年から研修開始） |
| 検査監督 | ● 監査人とサステナビリティ保証業務提供者を統一的に監督可能とするために、従来の監査監督当局である**H3C(注3)はH2A に組織変更し、保証業務提供者に対する検査監督はH2Aが統一的に実施**<br>● 独立第三者機関の組織の審査は、フランス認定委員会（COFRAC）が実施 |

（注1）研修、品質管理システム、職業倫理、独立性と客観性、各国監督機関による調査と制裁の手続き、業務組織、不正の報告
（注2）H2A：Haute Autorité de l'Audit
（注3）H3C：Haut Conseil du Commissariat aux Comptes
（出所）フランス政府ホームページ

# 豪州によるサステナビリティ開示及び保証制度の動向①

- 2024年9月20日、オーストラリア会計基準審議会（AASB）は市中協議を経て、ISSBのIFRS S1号及びIFRS S2号に基づくAASB S1（サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項-任意適用）及びAASB S2（気候関連開示-強制適用）を最終確定
- 適用開始時期は、当初提案されていた2024年7月1日以降開始する会計年度から、2025年1月1日以降開始する会計年度に変更。一定の要件を満たす企業に対し段階的に気候関連の開示・保証が要求される

## 制度の概要

### 開示

- ✓ 当初、IFRS S1号に基づく開示要求（すべてのサステナビリティ関連財務情報）の範囲を気候関連財務情報に限定することを提案されていたが、市中協議におけるフィードバックを踏まえ、IFRS S1号に基づくAASB S1の任意適用が認められることとなった。
- ✓ 強制適用となる気候関連開示については、一定の要件を満たす上場企業及び非上場企業等（注1）に対して段階的に適用予定

| 適用時期 | 適用対象企業（注5） | 備考 |
|---|---|---|
| 2025年1月1日以降開始する会計年度 | グループ1（注2） | AASBは2030年までにAASB S2の適用に関する独自の産業別の開示を要求すること計画 |
| 2026年7月1日以降開始する会計年度 | グループ2（注3） | |
| 2027年7月1日以降開始する会計年度 | グループ3（注4） | |

（注1）会社法2M章に基づき年次報告書の作成及び提出が要求され、かつ、以下の（注2）（注3）（注4）のいずれかに該当する場合等
（注2）グループ1はA）かつB）を満たす企業。A）従業員500人以上、10億豪ドル（＝約984億円）以上の連結総資産、5億豪ドル（＝約492億円）以上の連結年間収益のうち2つ満たす B）National Greenhouse and Energy Reporting（NGER）に基づき当局による公表の基準値（publication threshold）を超過
（注3）グループ2はA）かつB）を満たす企業。A）従業員250人以上、5億豪ドル以上の連結総資産、2億豪ドル（＝約196億円）以上の連結年間収益のうち2つ満たす B）その他の全てのNGERの報告企業
（注4）グループ3は従業員100人以上、2,500万豪ドル（＝約24億円）以上の連結総資産、5,000万豪ドル（＝約49億円）以上の連結年間収益のうち2つ満たす
（注5）重要な気候関連の財務的リスク及び機会が存在しない場合、A）かつB）を満たす企業等はAASB S2に基づく開示に代えて「その旨及びその理由」の開示が認められる。A）従業員250人未満、5億豪ドル未満の連結総資産、2億豪ドル未満の連結年間収益のうち2つ満たす B）NGERの報告企業ではないこと
（出所）オーストラリア政府ウェブサイト、AASBウェブサイト等

# 豪州によるサステナビリティ開示及び保証制度の動向②

- オーストラリアの監査・保証基準設定主体であるAUASB（Auditing and Assurance Standards Board）は、2024年9月17日、ASSA（Australian Standard on Sustainability Assurance） 5010の公開草案を公表（11月16日締切）。同年12月に最終化されることが見込まれる

## 計画の概要

### 保証

- ✓ 気候関連の開示の適用開始と同時にScope1, 2排出量、ガバナンス、戦略（リスク及び機会）に対する限定的保証の開始を提案。2年目にScope1, 2排出量に対して合理的保証を要求するとともに、保証範囲を全ての開示情報（定量・定性情報含む）に拡大し限定的保証を要求し、4年目に全ての開示情報に対して合理的保証を要求することを提案。最終的に2030年7月1日以降開始する会計年度までに全てのグループに全ての気候関連開示（定量・定性情報含む）に対する合理的保証を要求することを提案
- ✓ 公開草案で提案されている保証の段階的な適用案

| | 1年目（注1） | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ガバナンス | 限定的保証 | 限定的保証 | 限定的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 |
| 戦略（リスク及び機会） | 限定的保証 | 限定的保証 | 限定的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 |
| 気候レジリエンスの評価／シナリオ分析 | - | 限定的保証 | 限定的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 |
| 移行計画 | - | 限定的保証 | 限定的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 |
| リスク管理 | - | 限定的保証 | 限定的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 |
| Scope 1,2排出量 | 限定的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 |
| Scope 3排出量 | - | 限定的保証 | 限定的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 |
| 気候関連の指標及び目標 | - | 限定的保証 | 限定的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 | 合理的保証 |

（注1）グループ1：2025年1月1日以降開始する会計年度、グループ2：2026年7月1日以降開始する会計年度、グループ3：2027年7月1日以降開始する会計年度
（出所）オーストラリア政府ウェブサイト、AUASBウェブサイト等

# IOSCOのサステナビリティ報告の保証に関する報告書

- 2023年3月28日、証券監督者国際機構（IOSCO）は、「サステナビリティ関連企業報告のためのグローバルな保証フレームワークの開発に向けた国際的な作業に関する報告書」を公表
- サステナビリティ報告保証に関するIOSCOのビジョンを示し、IAASB及びIESBAにおけるサステナビリティ報告保証に関する基準開発をIOSCOが支援する旨を記載

＜報告書の概要＞

**関係者ニーズ**　職業にとらわれない基準（profession-agnostic standards）

| 現状の実務・課題 | 重要な考慮事項 | 奨励 |
|---|---|---|
| （保証が存在しないため）投資家は、企業のガバナンスや第三者データ提供機関の情報に依存 | 適時な基準開発<br>利害関係者との対話 | 作成者・保証業務提供者の能力・スキルの向上 |
| サステナビリティ開示において使用するデータの品質、将来予測情報の信頼性及び財務諸表とのコネクティビティ等の領域における改善が必要 | 困難な課題への対処<br>財務諸表と非財務情報とのコネクティビティ | |
| 保証業務提供者のタイプ、保証手続及び保証水準等が必ずしも明確でない | 保証に関する情報の透明性確保 | |

# 国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000について

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2023年8月に**サステナビリティ報告の保証に関する新しい国際基準**（**ISSA 5000**）の公開草案を公表し、市中協議を実施。
- IAASBは、市中協議で寄せられた意見を審議したうえで、**2024年9月にISSA5000を最終化**。

## （参考）ISSA 5000の最終基準の概要

- ISSA 5000は、**サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点**を当てた、**原則主義に基づく全般的要求事項**を定める、**独立した包括的な**基準
- 既存の財務諸表監査の規定を基礎として開発されているが、保証業務提供者の**職業にとらわれない（profession-agnostic）基準**として、**全ての保証業務提供者が適用可能な基準**とする方針
- **あらゆるサステナビリティトピック**（*例：気候変動、人的資本*）の報告に係るサステナビリティ情報の保証に対して適用可能
- **あらゆるサステナビリティ報告の枠組み**（*例：国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の基準*）により作成されたサステナビリティ情報の保証に適用可能
- タイムリーな基準開発が必要である点も踏まえ、**以下の6点を優先項目**として設定し、基準を開発

  ①保証水準ごとの作業量、②報告規準の妥当性、③保証業務の範囲、
  ④保証業務における証拠、⑤企業の内部統制システム、⑥重要性

- 保証水準について、**限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務**に適用可能（それぞれの規定を設定）

# サステナビリティ関連倫理基準について

- 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）は、サステナビリティ報告・保証に関連する以下の倫理基準（独立性基準を含む）の公開草案を2024年1月に公表し、市中協議を実施。

① **サステナビリティ保証の新しい国際倫理基準（独立性基準を含む）**（**IESSA** (※1)）、及びサステナビリティ報告・保証に関する既存の国際倫理基準の改訂

② **外部専門家の業務の利用に関する国際倫理基準**（※既存の監査等の業務に係る規定も併せて開発）

- IESBAは、上記各基準を**2024年12月に最終化**する予定。

## IESSAの公開草案の概要

- IESSAは、**サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点**を当てた、**独立した規定**として開発（既存のIESBA倫理基準の中に**独立した章（パート5）を新設**して、サステナビリティ保証に関する倫理基準を規定）
- 既存の財務諸表監査に係る規定を基礎として開発されているが、保証業務提供者の**職業にとらわれない（profession-agnostic）基準**として、**全ての保証業務提供者が適用可能な基準**とする方針
- **あらゆる開示基準**を適用したサステナビリティ情報の開示や、**あらゆる保証基準**（ISSA 5000等）を適用したサステナビリティ報告に関する保証業務に適用可能
- **独立性基準**に関して、既存の**財務諸表監査**に関するIESBA倫理基準**と同水準の規定**を設定
- **バリューチェーン情報提供企業に係る独立性確認**等のサステナビリティ特有の事項に関する規定を追加
- 保証水準について、**限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務に同様の規定**を設定

(※1) International Ethics Standards for Sustainability Assurance (including International Independence Standards)